

令和6年7月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年9月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、**令和5年1月から令和6年7月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、**平成30年1月から令和6年7月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、神戸地方海難審判所と広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [貨物船A\(749トン\) 乗揚事件](#)

夜間、高知県柏島南方沖合において、豊後水道に向けて航行中のA船が、同島南方1海里沖合の浅礁に乗り揚げた

② [漁船A\(19トン\)漁船B\(4.9トン\) 衝突事件](#)

日出前の薄明時、愛媛県竹ヶ(たけが)島南方沖合において、航行中のA船が漁ろうに従事しているB船に衝突し、B船が転覆した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(749トン) 乗揚事件

(夜間、柏島南方沖合において、豊後水道に向けて航行中のA船が、同島南方1海里沖合の浅礁に乗り揚げた)

【海難概要】 夜間、柏島南方沖合において、A船(749トン、7人乗組、管理土2,300t積載)は、船長が単独の船橋当直に就き、豊後水道に向け航行中、同島南方1海里沖合の「複数の水上岩で構成された鯨箸[むろばえ]」周辺に拡張する浅礁(以下「鯨箸浅礁」)に乗り揚げた

【発生日時】 令和5年11月11日20時07分半僅か過ぎ

【発生場所】 高知県柏島南方沖合

【死傷者】 なし

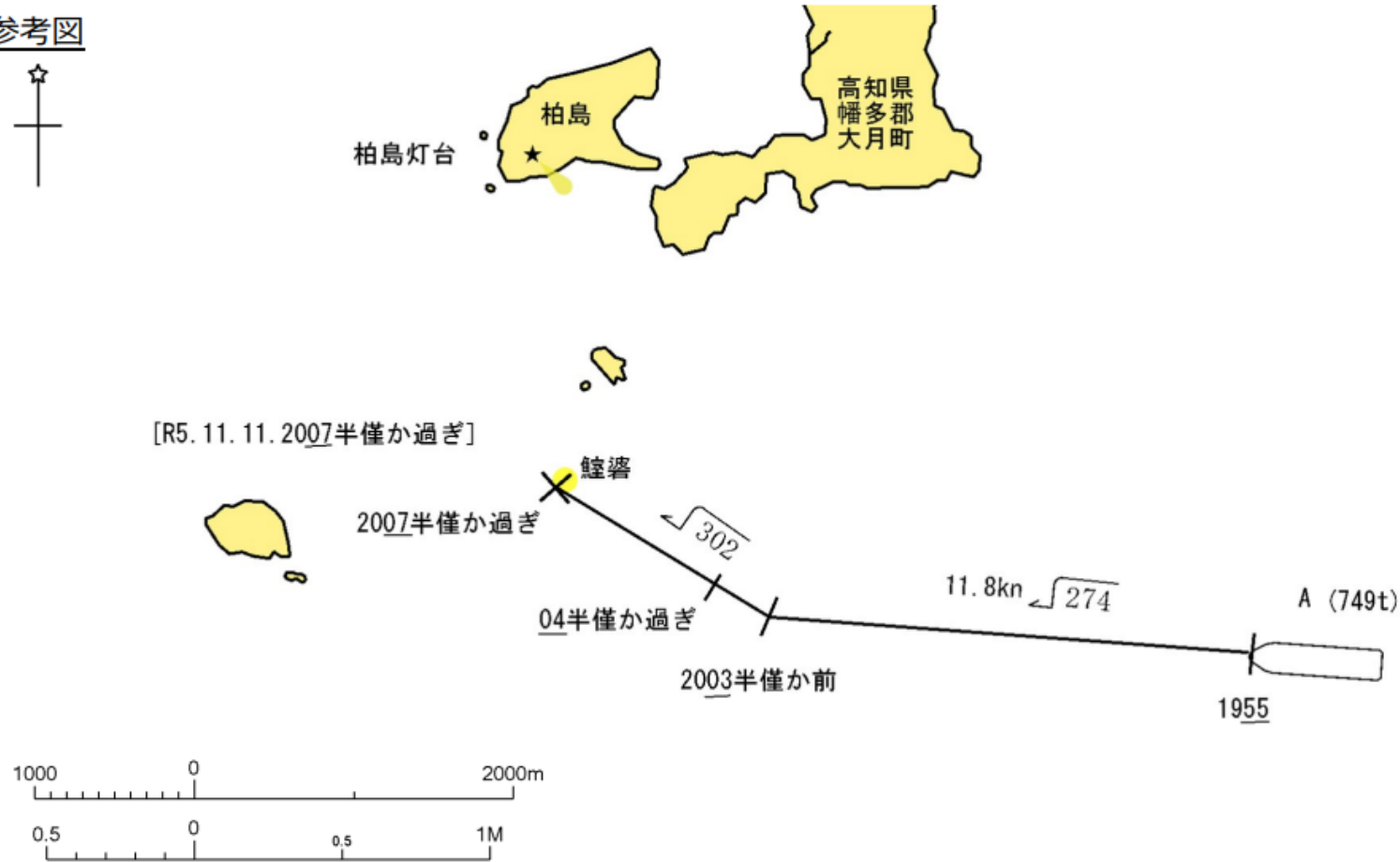
【損傷等】 バルバスバウに破口を伴う凹損等

《原因等》 船長が、夜間、柏島南方沖合において、豊後水道に向け航行する際、船位の確認が不十分で、鯨箸浅礁に向首進行した

船長は、電子海図システムやレーダーにより同浅礁との相対位置を把握するなど船位の確認を十分に行うべきであった

《背景》 ・船長は柏島南方沖合をこれまでに複数回航行している経験から、鯨箸浅礁の存在を承知していたので、平素、同浅礁から約500メートル離して航行することにしていた
・船長は、19時55分に針路を274度に定めた後、海図台で書類整理等を始め、その後、予定変針地点に近づいたことを知らせる電子海図システムのブザーが鳴ったので、20時03分半僅か前に自動操舵のまま302度に針路を転じた後も、海図台で書類整理等をするに気がとられていた

参考図



【受審人】
船長：四級海技士(航海) → **《懲戒》**
業務停止1か月

* 本裁決は、R6.7.25に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(19トン) 漁船B(4.9トン) 衝突事件

(日出前の薄明時、竹ヶ島南方沖合において、航行中のA船が漁ろうに従事しているB船に衝突し、B船が転覆した)

【海難概要】 日出前の薄明時、竹ヶ島南方沖合において、A船(19トン、2人乗組)が航行中、B船(4.9トン、2人乗組)がトロールにより漁ろうに従事していることを示す灯火及び形象物を表示して2.0ノットの速力でえい網中、A船の船首がB船の右舷船尾部に衝突し、B船は転覆し、B船の甲板員1人が負傷した

【発生日時】 令和5年10月18日06時11分少し過ぎ
【発生場所】 愛媛県竹ヶ島南方沖合
【死傷者】 負傷1人(B船の甲板員)
【損傷等】 A船: 船首部外板に破口を伴う擦過傷、両舷推進器翼に曲損及び欠損
 B船: 船尾部外板に破口を伴う擦過傷等を生じて転覆

【航法の適用】 海上衝突予防法(予防法)第18条(各種船舶間の航法)が適用される

- ・衝突地点付近の海域は特別法である海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である予防法が適用される
- ・両船は互いに他の船舶の視野の内にあり、A船は航行中の動力船で、B船は、トロールにより漁ろうに従事する船舶であることを示す灯火及び形象物を表示し、漁ろうに従事していたと認められるので、**予防法第18条(各種船舶間の航法)が適用される**

【原因等】 日出前の薄明時、竹ヶ島南方沖合において、両船が、衝突のおそれがある態勢で接近する状況となった際、

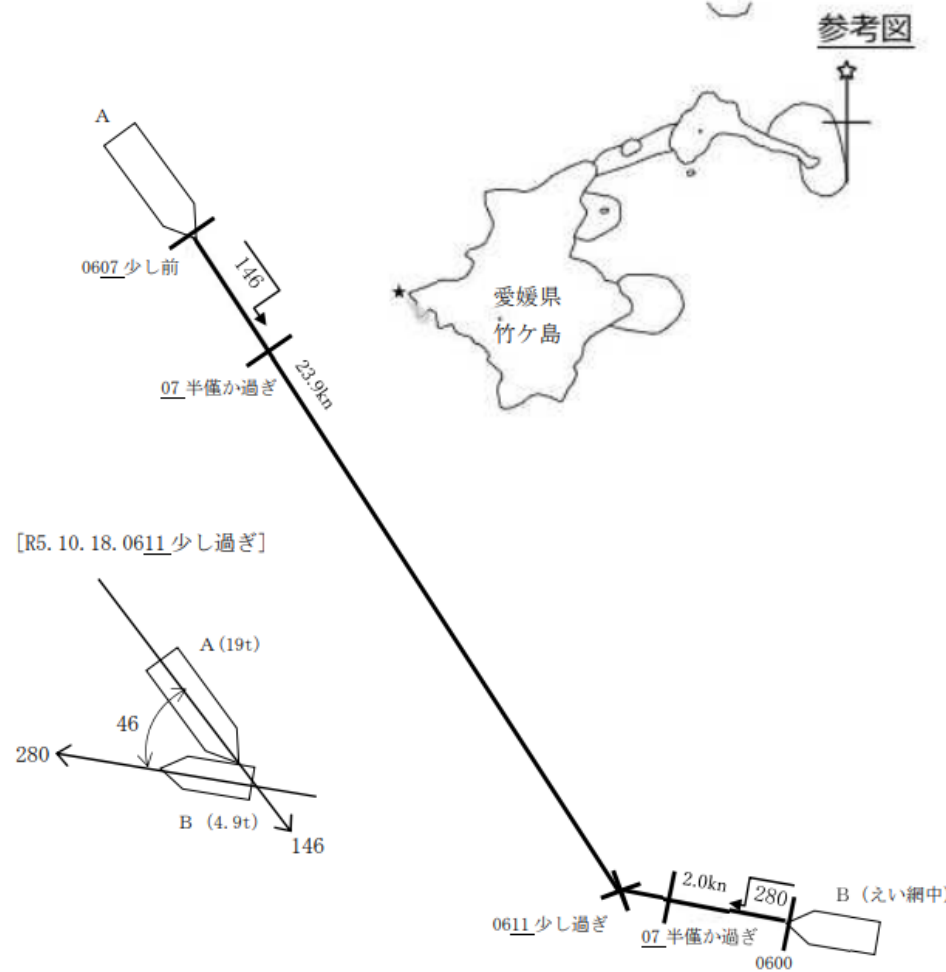
A船: **見張り不十分**で、漁ろうに従事しているB船の進路を避けなかった(主因)

[船長Aは、見張りを十分に行うべきであった]

B船: **警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった**(一因)

[船長Bは、衝突を避けるための協力動作をとるべきであった]

【背景】・船長Aは、前路に航行の支障となる他船はいないと思った
 ・船長Bは、自船が漁ろうに従事している形象物を表示しているので、航行中の相手船がいずれ自船を避けてくれると思った



【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 業務停止1か月
 (B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

【懲戒】

* 本裁決は、R6.7.18に言い渡されました。
 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい